

巻頭言

わが国の公的研究費のあり方について

法政大学大学院エイジング総合研究所
小椋 正立

論文不正、研究費返還請求が可能に 8府省が指針改定

データの捏造（ねつぞう）など研究者による論文不正が相次いでいることから、内閣府や文部科学省など研究費を所管する8府省でつくる「競争的資金に関する関係府省連絡会」は14日、論文不正があった場合、研究費の返還請求などができるよう共通指針を改定した。従来の処分規定は、不正受給といった研究費不正などに限られていた。研究費の公募要領に盛り込んで研究者に周知し、来年度から適用する。論文不正の悪質さに応じて研究者や研究機関に研究費の返還を求めるほか、不正に関与した者に対する研究費への応募資格の停止期間を2～10年とした。論文不正が「科学そのものを破壊する行為」（内閣府）との観点から、研究費不正の場合の停止期間（2～5年）より重くした。処分の詳細は各府省がそれぞれ定める指針で決める（2006年11月14日 朝日新聞インターネット版）。

このような記事が11月14日にマスコミによって報道された。これを読んで「論文不正をするような研究者には、このくらいの措置は当然だ」と考えた人は多いかもしれない。しかし研究を実施する側から考えると、この決定は、何かおかしい。なぜか。日本の政府の研究補助金のばあい、申請した研究者の所得は一円たりとも増えていないからである。研究費はすべて研究のための直接経費に消えることになっている。アルバイト学生への謝金支払い、研究に必要な消耗品、研究補助者である大学院生の時給、研究に必要な備品や器具の購入、研究チームの学会出張の旅費、アンケート調査を委託した調査会社への支払いetc。

仮に論文の不正があったとしても、この点には変わらない。したがって、今回の決定は、実質的には大学や研究者に研究費相当額の罰金を科すことができることを決めたことになる。近代国家として、刑罰の法定主義を取っているはずのわが国で、なぜこんな重大なことが各省庁間の協議だけで可能なのだろうか。とくに実験系の自然科学や医学の分野においては、一件あたりの研究費で億単位のものも珍しくない。今度の決定で、大学や研究者、とくに研究者代表者は、大変なリスクを負うことになる。数百万円から数億円の債務の連帯保証人にされたようなものである。実際にそのような返還請求が行われれば、追い詰められた研究者の家庭崩壊、破産、自殺などの悲劇や、あるいは事実認定をめぐる訴訟が発生するに違いない。

論文の不正は絶対に許すべきではないが、それは第一義的には学問の世界で対処すべき問題である。もし罰則で対応する場合には、ルールの設定方法や、他の罰則と均衡が取れているかについて、より冷静な議論が必要である。一般的には、研究費は贈与に近い片務的なものだと考えられるが、わが国の民法によれば、贈与は履行されればもう取り消すことはできない（550条但し書き）。研究費として研究者が支出してしまえば、この但し書きに当たるはずである。それにもかかわらず、政府が今回のような強硬な措置を決めてしまうのは、わが国の公的研究費には特殊な「擬制」があるからだ。

公的な研究費を受け取る場合は、現在では、その年の夏あたりに政府から研究資金が研究資金を管理するための研究代表者の口座に振込まれる。ふつう研究者は、その時点で研究資金が配分されたと認識している。しかし、政府によれば、資金の振込みは「仮払い」であり、研究者にその資金を貸与しているにすぎない。実際の補助金額は、研究者が行った支出を精査して、そこから適正なものだけを選び出して確定することになっている。このような「擬制」を知れば、なぜわが国が公的研究費に対して、予算制度を軸として、官庁内部の経費なみの細かな規制を行っているのかが理解できる。

しかし、これはあくまで官庁の論理である。この制度を研究者から見ると、すでに研究費として支出したものに自己負担を強いるものにほかならない。しかも、現実には、何が対象外なのかについては、まさに朝令暮改である。たとえば私も、厚生科研の海外出張について、「単なる学会参加は認めない」というルールが、昨年度分から突然に、口頭発表論文の共著者でさえ出張を認められないことに変えられたため、現在、「仮払い」資金の返還手続きの最中である。

より基本的に、1年以上も前に作成した研究予算の内容は、日進月歩の現場のニーズとはすでにかけ離れてしまっていることは少なくない。こうしたギャップが予算制度に対する違反を生み出していく。マスコミが研究費の不正使用として槍玉に上げるほとんどのケースは、よく調べると、私的な流用などの悪質な不正ではなく、こうした違反が形を変えたものである。不正使用が大々的に報道されたある国立大学のケースでは、友人によると、マウスの檻を購入する備品費が不足したため、マウスの飼料費の領収書を水増しして資金を捻出したものだ、という。こうしたことが起こる背景には、大学でいわゆる「正規」のルートで備品を購入すると、実勢価格よりも3、4割以上も割高になってしまう現実や、また費目間の流用が認められるかどうか、各省庁の担当官や、大学の担当部局の匙加減しだいという現実がある。

冷静に考えると、現在の公的研究資金のマикроマネージメントは、いたずらに違反者を増やし、研究者や研究機関に経済的な不確実性を押し付けているだけで、すぐれた研究成果を上げることには何ら寄与していない。アメリカのNSF資金では、大学などの所属機関に管理責任を委譲しており、そのルールに従っていれば、自分に給与を払うことも含めて、研究者が自由に資金を配分できる。また安倍基金のような国際的な競争資金もマイクロマネージメントとは無縁である。

研究資金の規模が拡大すればするほど、現在の制度では、研究資金をめぐる混乱はいつそう加速していく。そろそろ政府も、公的研究費について大胆な規制緩和を行って、研究者に成果を競わせる時代が来たことを認めてはどうか。学術会議などの公的機関でも、研究者の人権を守り、公正で効率的な研究資金配分を確保する観点から、公的研究資金のあり方を先進国なみに見直すことを提言したらどうだろうか。